

地域の子どもは 地域みんなで守りましょう！

子どもの安全をはじめとした地域の安全・安心を確保するためには、地域ぐるみでの防犯活動を、無理のない範囲で長く継続していくことが大切です。活動はできるだけ複数で、日々のあいさつなど地域の大人と子どもが互いに声を掛け合い、顔の見える関係づくりをしていくことが活動の継続に繋がります。

子どもの安全 見まもり隊



大阪府 子どもの安全見まもり隊

検索

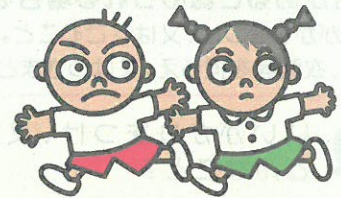
青色防犯 パトロール



大阪府 青色防犯パトロール

検索

こども 110番運動



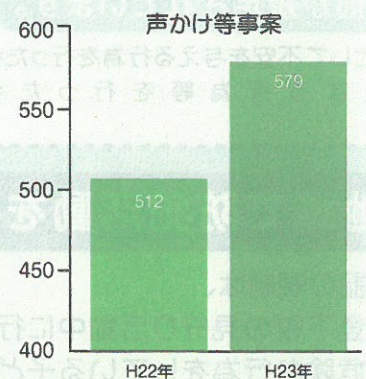
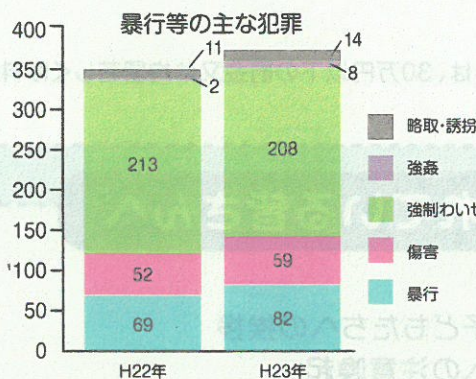
大阪府 こども110番

検索

大阪府内における小学生以下の 子どもに対する犯罪等の認知件数

(注1) 認知件数とは、警察等の公的機関によって
犯罪の発生が認知された件数です。

(注2) 声かけ等事案とは、性犯罪等の前兆と
みられる声かけ、つきまとい等です。



大阪では子どもが犯罪等の被害に遭うケースが増えています。大阪府では、社会全体で子どもを性犯罪から守ることを基本に、「子どもが性犯罪に遭わない、その加害者を生み出さない社会の実現」をめざし、

大阪府子どもを性犯罪から守る条例を制定しました。(平成24年10月1日施行)

規制を行う行為

- 不安を与える行為の禁止
- 威迫する行為等の禁止
- ※詳しくは裏面をご覧ください。

社会復帰支援・住所等の届出制度

子ども(18歳未満)に対する一定の性犯罪を犯し、
刑期が満了した日から5年を経過しない間に大阪
府内に住所を定め、その住所等を知事に届出した
者に対し、相談等の社会復帰支援を行います。

大阪府 子どもを性犯罪から守る条例

検索

「大阪府子どもを性犯罪から守る条例」

13歳未満の子どもに対する、以下の行為を禁止。

不安を与える行為の禁止

<第8条>

何人も、親権者、未成年後見人、学校等の職員その他の者で現にその監督保護をするもの（以下「監督保護者」という。）が直ちに危害の発生を防止することができない状態にある13歳未満の者に対し、**挨拶、防犯に関する活動等の社会通念上正当な理由があると認められる場合を除き**、次に掲げる行為をしてはならない。

- ①甘言（かんげん）又は虚言（きょげん）を用いて惑わし、又は欺くような言動をすること。
- ②義務のない行為を行うことを要求すること。

Q 甘言又は虚言を用いて惑わし、又は欺くような言動をすることって、どんなこと？

A （例）一人で遊んでいる女の子に、「おもちゃを買ってあげるよ。」と声をかけて、惑わす行為など。

Q 義務のない行為を行うことを要求することって、どんなこと？

A （例）一人で遊んでいる女の子に近づいて、「名前と住所教えて」と義務のないことを要求する行為など。

威迫する行為等の禁止

<第9条>

何人も、その監督保護者が直ちに危害の発生を防止することができない状態にある13歳未満の者に対し、**社会通念上正当な理由があると認められる場合を除き**、次に掲げる行為をしてはならない。

- ①いいがかりをつけ、又はすごむこと。
- ②身体、衣服等を捕らえ、又はつきまとうこと。

Q いいがかりをつけ、又はすごむことって、どんなこと？

A （例）子どもが見てもいないのに、「お前、見たな。何、人の顔見ているんや。」と、声を荒げていいがかりをつける行為など。

Q 身体、衣服等を捕らえ、又はつきまとうことって、どんなこと？

A （例）下校中の小学生に近づき、ランドセルに手をかける行為など。

罰則が規定されています。

常習として不安を与える行為を行った者
威迫する行為等を行った者

は、30万円以下の罰金又は拘留若しくは料科に処されます。

地域で防犯活動をされている皆さんへ

- 上記の規制は、
 - ◆登下校の見守り活動中に行う子どもたちへの挨拶
 - ◆危険な行為をしている子どもへの注意喚起
 - ◆公園・空き地、人通りの少ない路地などで一人遊びをしている子どもに早く帰るよう促す声かけなど、子どもの健全育成等のために行う日常の挨拶や声かけなどを規制するものではありません。
- 禁止されている行為を発見した場合には、子どもを落ち着かせ、子どもの状況を確認した上で、警察官等への通報に努めてください。



大阪府 政策企画部 青少年・地域安全室 治安対策課

〒540-8570 大阪府中央区大手前2丁目 電話:06 (6944) 7506 / fax:06 (6944) 6649

ホームページ <http://www.pref.osaka.jp/chiantaisaku/>



【協賛】こどもの安全安心を見守る 公益財団法人 日本公衆電話会

ホームページ <http://www.pcom.or.jp>